

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課) 一

訓 令

○大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(防 災 課) 三

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「課長補佐相当職」を「課長補佐又は係長相当職」に改め、「ぎふ清流国体推進局総務企画課」を削る。

第六条第三項第一号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）」を

「岐阜地域調
岐阜地域環
岐阜地域産
出納管理課
振興局（振

整室
境室
業労働室

に、「保健所（保健所に置かれる事務

（地域出納審査係及び地域出納審査監に限る。）
興局に置かれる事務所を含む。）

「保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）
を（含む。）」を
岐阜地域福祉事務所
に、「建築事務所」を
「建

築事務所

「二ア推進事務所」に改める。

第八条第三項中「振興局長」を「振興局長及び岐阜地域総括監」に、「振興副局長及び振興局に置かれる事務所の長をもつて充て」を「振興局副局長、振興局に置かれる事務所の長及び岐阜地域調整室長を」に、「振興局の」を「振興局の」に改める。

別表第一中「ぎふ清流国体推進局長」を削る。

別表第二危機管理部の部原子力防災班の項第一号中「原子力災害対策本部」を「災害対策本部」に改め、「こと」の下に「(原子力災害に関するものに限る。)」を加え、同項第二号中「(原子力災害を除く。)」を削り、「連絡調整に関するもの」の下に「(原子力災害に関するものを除く。)」を加え、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「含む。」の下に「及び岐阜地域調整室」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

6 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの計算結果を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関するもの。

別表第二危機管理部の部防災班の項第一号中「こと」の下に「(原子力災害に関するものを除く。第三号、第四号及び第七号において同じ。)」を加え、同項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「含む。」の下に「及び岐阜地域調整室」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 災害対策本部の事務局に関すること及び指揮統括・連絡調整に関すること(原子力災害に関するものに限る。)

別表第二総合企画部の部情報企画班の項に次の一号を加える。

3 庁内情報システムの復旧及びその支援に関すること。

別表第二総合企画部の部統計班の項の次に次のように加える。

清流の国づくり推進班	総合企画部 清流の国づくり推進課	災害対策の応援に関するもの。
------------	---------------------	----------------

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項第二号中「窓口」の下に「の調整」を加え、同項第三号から第五号までを削り、同部清流の国づくり推進班の項を削り、同部環

境管理班の項に次の一号を加える。

3 空間放射線量モニタリングに関するもの。

別表第二環境生活部の部環境管理班の項の次に次のように加える。

自然環境保 全班	環境生活部 自然環境保 全課長	自然公園施設等の災害対策に関するもの。
-------------	-----------------------	---------------------

別表第二環境生活部の部人権施策推進班の項の次に次のように加える。

県民生活相 談センター 班	環境生活部 県民生活相 談センター 長	1 災害発生時における県民からの電話問合せ窓口に関するもの。 2 生活必需物資の安定供給及び物価の安定対策に関するもの。 3 災害対策用物資の確保等に関するもの。
---------------------	------------------------------	---

別表第二健康福祉部の部保健医療班の項に次の一号を加える。

6 社会福祉施設(保健医療課所管分)の災害対策に関するもの。

別表第二農政部の部農政班の項の次に次のように加える。

検査監督班	農政部 検査監督課 長	災害対策の応援に関するもの。
-------	-------------------	----------------

別表第二林政部の部林政班の項の次に次のように加える。

恵みの森づくり推進班	林政部 恵みの森づくり推進課 長	災害対策の応援に関するもの。
------------	------------------------	----------------

別表第二都市建築部の部公共交通班の項事務分掌の欄を次のように改める。

1 鉄道輸送、バス輸送等の災害対策の支援及び連絡調整に関するもの。 2 リニア推進事務所の災害対策及び連絡調整に関するもの。

別表第二ぎふ清流国体推進部の部を削り、同表警察部の部生活安全総括班の項中

「地域課長
通信司令課長」を削り、同項第七号から第十二号までを削り、同項の次に次のように加える。

地域総括班	警察本部 地域部参事官 地域課長 通信指令課長	1 警察通信及び通信機器の運用に関すること。 2 避難所等の安全確保等に関すること。 3 被災者支援に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 警ら用無線自動車及び警察用航空機の運用に関すること。 6 鉄道関係機関との情報連絡に関すること。
-------	----------------------------------	---

別表第三指揮総括チームの項中「危機管理班」を「危機管理部各班」に改め、同表受援対策チームの項中「消防班」を「消防班」に改め、同表災害情報集約チームの項中「情報企画班」を「情報企画班」に改め、同項の次に次のように加える。

緊急時 モニタ リング チーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	危機管理部各班 環境管理班 生活衛生班 業務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班	緊急時モニタリングに関すること。
--------------------------	------------------------------------	---	------------------

別表第三ヘリ統制チームの項中「生活安全総括班」を「地域総括班」に改め、同表渉外チームの項中「総務企画班」を削り、同表食料物資チームの項中「環境生活政策班」を「県民生活相談センター班」に改める。

別表第四岐阜支部の項中「岐阜振興局内」を「岐阜地域調整室内」に改める。
別表第五総務班の項中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）振興課長」を

「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）振興課長」に改め、同項中第二十四号を岐阜地域調整室長」
第二十五号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
11 緊急時モニタリングに関すること。
別表第五建築班の項の次に次のように加える。

リニア推進 班	リニア推進事 務所長	リニアの災害対策の支援及び連絡調整に関するこ と。
------------	---------------	------------------------------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「ぎふ清流国体推進局長」を削る。
附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社